

## 意見募集結果

案件名 墨田区いじめ防止対策条例（案）の概要

意見提出期間 平成26年10月1日～平成26年10月27日

意見の提出件数 1件（意見数2件）

（内訳）電子メールによるもの 1件（意見数 2件）

	意見の概要	区の考え方
1	<p>いじめは、強い立場にある人の一方的なわがままであり、違法行為である。</p>	<p>いじめは、いじめを受けた児童及び生徒の教育を受ける権利を著しく侵害することもあり、ケースによっては傷害、窃盗等の犯罪行為を伴う違法行為となることも想定されます。</p> <p>条例では、いじめの禁止を規定するほか保護者に対して、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう指導に努める旨を規定しています。</p>
2	<p>わがままで人を傷つけることは悪いことであるという認識の上では「やさしさ」や「思いやり」は効果的である。</p> <p>一方的なわがまは通らないこと、理性ややさしさで行動することを教えるのが最も効果的ないじめの防止策である。</p>	<p>基本理念の中に、いじめの防止等のための対策は、全ての児童等が「やさしさ」や「おもいやり」の心を大切にすることを旨とする規定を整備しているほか、いじめの防止策として、教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る旨を規定しています。</p> <p>いただいたご意見は、参考にさせていただきます。</p>